

返還の債務の当然免除にかかる

保育士修学資金

施設名及び事業名

～返還免除に向けてのご案内～



◎職種は“保育士または保育教諭”として採用され、従事する事が条件です

(1) 児童福祉法第6条の「児童福祉施設(保育所を含む)」は下記の施設です

1. 助産施設	7. 児童養護施設
2. 乳児院	8. 障害児入所施設
3. 母子生活支援施設	9. 児童発達支援センター
4. (認可) 保育施設	10. 児童心理治療施設
5. 幼保連携型認定こども園	11. 児童自立支援施設
6. 児童厚生施設	12. 児童家庭支援センター



(2) 児童福祉法第6条の3第9項から12項の業務とは、下記の事業です

1. 家庭的保育事業
2. 小規模保育事業
3. 居宅訪問型保育事業
4. 事業所内保育事業



【注意】
幼稚園教諭としての採用は対象外です

(3) その他、対象施設及び事業は下記の通りです

1. 児童を一時保護する施設	7. 放課後児童健全育成事業(学童)
2. 児童発達支援	8. 病児保育事業
3. 放課後等デイサービス	9. 一時預かり事業
4. 幼稚園(要件有り)	10. 企業主導型保育事業
5. 認定こども園	
6. 認可外保育施設のうち、沖縄県または各市町村へ届け出をされた施設	

* 養成校卒業から1年以内に保育士登録を行い、上記いずれかの当該施設において、5年間(過疎地域・中高年離職者3年間)従事することで本貸付金の債務が免除となります。お手続きをお忘れなく(^^) /

また、幼稚園教諭の場合は職種が対象外であるため、返還となりますのでご注意ください。

*不明点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。